総務部人事課

職員に対する不当な要望等・不当要求に係る調査報告書について

1 専門委員の調査に先立って実施した、市の内部調査の概要

- (1) 保健福祉部・土木部に係るもの
 - ・ 特定の保育所の認可に関する案件で、一連の流れとして見てみると、特定の議員が、 特定の事業者に対して有利になるような取扱いを求めている懸念がある。
 - ・ 特定の議員が、特定の認定こども園に対し調査に行かないよう求めており、市として 執行すべき職務を行わないよう求めている懸念がある。
 - ・ 特定の議員が、特定の法人の情報を例にあげて、株式会社の参入を認めないよう求めており、特定の事業者に対して有利、もしくは不利になるような取扱いを求めている懸念がある。
 - ・ 特定の議員から、特定の認定こども園の建設予定地について、いくつかの発言・要望 があり、特定の事業者に対して有利になるような取扱いを求めている懸念がある。
- (2) 財政部に係るもの
 - 特定の議員が、乱暴な言動によって、市として執行すべき職務を行わないよう求めている懸念がある。

2 専門委員による調査結果の概要

調査によって、

- ・ 職員が、要望等記録を作成せず、議員の要望があったことを隠した上、その要望等に 沿って特定の事業者に便宜有利な取扱いをしているとの外観を呈している。
- ・ 一旦組織として決めた方針を、間もない時期に撤回して要望等に沿っているだけでな く、過去に例もない取扱いをしており、不正な業務遂行が行われたのではないかとの疑 いを生じさせることとなっている。
- ・ 議員が関係している施設に係る事案が発生した場合、職員から事前に当該議員に説明 しておくことが慣例化しており、議員の理解が得られなければ業務が停滞し、議員の助 力を受けたら、そのことが「借り」となって、後日これを「返済」しなければならない という、不正行為の温床にもなりかねない状況が見受けられる。
- ・ 旧要綱・条例の制定・施行過程において、従来からの議員と職員の関係について、何らかの見直しがあって然るべきであるところ、なお、旧態依然とも思われる関係を継続させていた。

・ 事案を事後的に、かつ全体として見た場合、その背景に、議員からの職員に対する不 当な要望等・不当要求を含め、何らかの重大な問題が伏在しているのではないかとの強 い疑いを生じさせる状況にあった。

ことが見受けられた。

このたびの調査は、訴訟も含めた更なる紛議が発生する可能性を考慮し、民事・刑事の裁判で証明できるか否かという最も厳格な判断基準を前提にしていることから、「不当な要望等・不当要求が行われた疑いがある」との認定にとどめることとした。

3 提言(再発防止策等)の概要

- (1) 市の組織全体として、コンプライアンスの推進を図る必要があると思われ、特に、幹部・管理職を対象として、議員との関係について、時代にふさわしいものとするための見直しを行うことが望ましい。
- (2) 職員に対する条例の周知徹底にあたっては、管理職に対する指導に重点を置くとともに、要望等報告書を作成しなかった場合の処分等についても厳格に行うべきである。
- (3) 職員と議員との面談・電話の内容を録音することを検討すべきである。

4 調査報告書

別冊のとおり

以上

<問い合わせ先> 総務部 人事課 電話:088-621-5459

1 調査に至った経緯

令和2年6月議会において、教育・保育施設整備を進める過程で第三者からの過度な介入がなかったかの質疑とともに、このことに関して市議会4会派から調査の申入れがあった。

これを踏まえて、これまでの不当な要望等・不当要求にかかる内部調査を行った結果、特に、教育・保育施設整備に関して、議員から様々な働きかけがあり、何らかの利害によって 当該働きかけがあったのではないかとの懸念が払拭できない状況が見受けられた。

そのため、「徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例」の趣旨に基づき、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員を設置し、専門的見地からの調査を進めることとした。

2 専門委員

高田 明夫 氏 (髙田明夫法律事務所:大阪市) ※ 弁護士・元検事 北川 健太郎 氏 (中央総合法律事務所:大阪市) ※ 弁護士・元検事

3 調査期間

令和2年10月14日(専門委員委嘱日)から令和3年8月20日(調査報告書提出日)

4 調査事項

- (1) 職員に対して行われた(又は行われた疑いのある)不当な要望等又は不当要求に対する 事実関係その他の不当な要望等又は不当要求に係る状況の調査
- (2) 職員に対する不当な要望等及び不当要求を未然に防止するための対策についての調査

5 調査方法等

- (1) 来庁による調査(計10日) 関係者ヒアリング(15人、計21回)、関係書類の確認・分析等
- (2) 別途、本市からの提供資料を分析のうえ、調査を進める上で必要な項目や手順の検討、調査報告書の取りまとめ等の業務を実施
- (3) 新型コロナウイルスの感染対策に配慮し、調査に関する市当局への確認や要請に係る協議等については、リモート会議や電子メール等により適宜実施